

第2回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 3
平成31年2月6日	

眼の水晶体の等価線量分布 (業種別)

産業医科大学 産業保健学部

櫻田 尚樹

(前所属：国立保健医療科学院 生活環境研究部)

眼の水晶体の被ばく状況(業種別)

- 業種別で見ると水晶体の等価線量が年20mSvを超えるおそれのある分野は、主に一般医療と東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業である。

【眼の水晶体の等価線量^{注1}分布(業種別)】^{注2} ^{注3} ^{注4} [単位:人]

年線量区分 (mSv)	一般医療	歯科医療	獣医療	一般工業	非破壊検査	研究教育	1 F 廃炉作業※	原子力	除染作業
20以下	362,519	2,982	15,679	63,638	413	64,032	13,628	54,445	25,025
20超～50以下	1,852	0	0	5	0	6	267	1	0
50超～100以下	335	0	0	1	0	2	48	0	0
100超～150以下	28	0	0	0	0	0	0	0	0
150超	6	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	364,740	2,982	15,679	63,645	413	64,040	13,943	54,446	25,025
20超	2,221	0	0	7	0	8	315	1	0

※ 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業

注1 等価線量(水晶体)は、胸部(又は腹部で、一般医療などで不均等被ばくの場合には、防護エプロンに覆われていない襟元など)に装着した線量計の1cm又は70μm線量当量の適切な方で評価しているが、防護眼鏡やマスク面体等による遮蔽効果は考慮していない。

注2 平成29年度分(原子力関係事業者を含まない)

→ 業種分類については事業者名から判断されており、必ずしも正確な業種分類になっていないことに留意が必要

出典: NLだより〔長瀬ランダウア株式会社〕、FBNews誌〔株式会社千代田テクノル〕

注3 平成29年度分

出典: 福島第一原子力発電所作業員の被ばく線量の評価状況について〔東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニーHP〕

注4 平成29年分

出典: 放射線業務従事者の年間関係事業所数及び線量〔平成29年〕(東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所を除く)

除染等業務従事者等の年間関係工事件名数及び線量〔平成29年〕〔公益財団法人放射線影響協会HP〕